

I 基本的な考え方

東日本大震災の教訓や、「地震被害想定調査」の結果等を踏まえて、地域防災計画の全面的な見直しを行う。

見直しの3つの柱

- (1) 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
- (2) 大規模広域災害時における被災者対応等の強化
- (3) 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

見直しに当たっての留意点

- (1) 最大規模の災害への対応を考慮すること
- (2) 自主防災組織やNPO、住民等、多様な主体の参画による地域防災力の向上を目指すこと
- (3) 減災の視点を取り入れること
- (4) 女性の視点を取り入れること

II 主な見直し内容

※ 下記の【P〇〇】は、別添「『秋田県地域防災計画』の見直し素案」の掲載ページである。

1 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

(1) 津波被害の軽減 【第4編 津波災害対策】(新設)

- 最大クラスの津波を想定した防災対策の推進【P78】
- 津波浸水想定を踏まえた、避難所、避難路の確保等、避難体制の整備【P86】
- 「津波ハザードマップ」の作成と住民への周知徹底【P86】
- 津波防御施設等の整備による津波に強いまちづくり【P88】
 - ・道路施設等への海拔表示シートの設置
 - ・海岸保全施設等の整備検討の目安となる「目指すべき堤防高」を想定した対策の推進

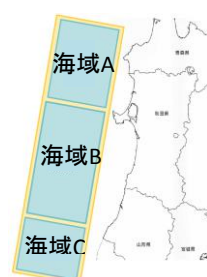
〔海域地震の想定〕

〈単独地震〉

- ・海域A: M7.9程度
- ・海域B: M7.9程度
- ・海域C: M7.5程度

〈連動地震〉

- ・海域A+B: M8.5程度
- ・海域B+C: M8.3程度
- ・海域A+B+C: M8.7程度



(3) 災害時の情報提供の充実

- 防災行政無線、携帯電話メール、ツイッター等、多様な情報手段を活用した確実な情報伝達体制の整備【P13】
- 次期秋田県総合防災情報システムの整備【P14】
- 消防庁が整備した「安否情報システム」や、警察署に設置の「行方不明者相談対応班」の活用による安否情報の収集・伝達【P45】
- 各種防災システムへの非常用電源確保【P13】

(4) 交通機能の確保

- 「秋田県ヘリコプター等運用調整会議」において情報を共有し、大規模災害時のヘリコプターの離着陸場を確保【P51】
- 緊急通行車両以外の通行禁止等による緊急交通路の確保【P52】

(5) 避難所の機能強化

- 各種災害の特徴等を踏まえ、避難場所等を指定【P19】
- 女性等に配慮した避難所運営【P21・48】
 - ・男女別トイレの設置等、避難所における男女別ニーズの違いや、妊産婦、乳幼児等特別な配慮を要する避難者への対応
 - ・避難所の運営管理やそのマニュアル作成過程において、地域を構成する多様な人の意見を反映
- 避難生活が長期化した場合の飲料水、給水車等の資機材の整備【P20】

(6) 大規模停電への備え

- 避難所や防災拠点等において、停電が長期化した場合でも必要な電力が確保できるよう、非常用発電機等必要な設備を整備【P29】
- 長時間の停電に備え、非常用発電機の燃料を確保【P30】
- 非常用電源の運用方法を定め、停電を想定した訓練を実施【P30】

(7) 原子力施設災害対応

- 環境放射能について、緊急時においてはモニタリングを強化し、国が定める基準を超過した場合は、食品、水道水等の摂取の制限等必要な措置を実施【P70】
- 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備【P71】
- 放射線に関する住民の健康相談、放射性物質による表面汚染検査の実施【P71】

(8) 備蓄体制等の強化

- 物流事業者と連携した救援物資の供給【P55】
- 物資の滞留や物資集積拠点の混乱が生じないよう、義援物資受入のルールを明確化【P55】
- 指定避難所以外に避難している者の状況把握と、食料や生活用品等の提供に必要な体制の整備【P20】

(2) 地震動被害の軽減

- 県有建築物、学校等の非構造部材の耐震性の強化【P73】
- 河川管理施設、上水道、下水道等のインフラ・ライフラインの耐震性の強化【P74】
- 建設工事等の従事者、消防職員・団員、警察官、水防活動従事者の安全確保【P49・52】
- 地震による被害想定をもとに減災計画を策定【P72】

2 大規模広域災害時における被災者対応等の強化

(1) 県境等を越えた被災住民の受け入れ

- 全国知事会の調整の下、被災県に対する複数ブロックにわたる広域応援等を実施【P35】
- 災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合、被災都道府県と連携して被災者を受入【P44】
- 戸別訪問等により被災者の生活状況を把握し、ニーズに沿った支援や相談会等を実施【P44】
- 被災者に対する健康診断、幼稚園等への入園支援、経済的な理由で就学困難となった児童生徒への就学支援、ハローワーク等と連携した就労支援【P44】
- 応急仮設住宅等として借り上げ可能な民間賃貸住宅の把握と市町村への情報提供【P23・69】

(2) 広域防災拠点等の整備

- 自衛隊や消防等の集結場所、救援物資の受け入れ等の機能を果たす広域防災拠点の整備【P30】
- 広域防災拠点における後方支援等の実施【P31】

(3) 自治体間の相互支援

- 被災都道府県又は被災市町村に対する県職員の派遣【P44】
- 県と県内市町村との協定に基づく備蓄物資の提供や避難所の開設等の応援実施【P33】
- 市町村共同による防災訓練の実施【P13】
- 大規模災害発生時に、即応部隊と一般部隊からなる警察災害派遣隊を編成【P41】
- 災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの作成【P29】

(4) 医療体制の整備

- 災害医療に関する情報収集・共有のため、広域災害救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話等を活用した情報通信システムを整備【P24】
- 災害医療に係る活動の立案・実施に関する調整等を行う災害医療コーディネーターの配置【P25】
- 県災害医療対策本部が、情報収集、災害派遣医療チーム(DMAT)の待機・出動要請、医療救護班の編成・派遣等、県内の災害医療を一元的に統率【P58】
- 備蓄医薬品等の災害時における供給体制の確保【P61】

(5) 防災拠点等への燃料油供給対策

- 石油商業協同組合との協定に基づく、緊急支援車両や避難所等への優先給油【P58】
- 燃料油の供給に関する県民への情報提供【P58】

(6) 行政機能の維持・確保等

- 市町村の行政機能が著しく低下した場合は、県の現地派遣班等を活用した積極的な情報収集を実施【P45】
- 業務継続計画(BCP)を策定し、非常時の優先業務について災害直後から実施できる体制を構築【P76】
- 災害発生後にも必要となる住民データ等の各種情報について、複数のバックアップデータを作成【P76】
- 災害対策本部事務局に災害の状況に応じて「航空調整班」等を設置するなど、災害対応組織の見直し【P1】
- 大規模災害時において、各実施機関の協力体制のもと、遺体の収容、検視、身元確認、引き渡し、埋火葬等を実施【P65】

3 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

(1) 最近の風水害・雪害等を踏まえた対策

- 降水量、河川水位、気象予警報発表等の情報に基づく避難勧告等の基準の設定【P20】
- 雪下ろし中の転落事故等が起こりやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表【P17】
- 雪害の防除等に関する「豪雪地帯対策基本計画」の推進【P18】

(2) 火山対策の強化

- 火山防災マップの整備【P95】
- 「火山防災協議会」を設置し、関係機関の連携体制を確立【P96】

(3) 帰宅困難者対策

- 市町村や公共交通機関による一時滞在施設の確保、防寒用品や運行情報等の提供【P49】
- コンビニ等での水道水や道路情報等の提供【P49】
- 交通拠点に避難している帰宅困難者への広報等のため、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保【P22】

(4) 防災意識向上のための普及啓発

- 教育活動全体を通じた防災教育の実施【P10】
 - ・教職員の指導力向上、専門的な知識を有する外部指導者の派遣、副読本や学習参考資料の提供
 - ・教科指導や学級指導など教育活動全体を通じた防災教育の推進
 - ・校内研修による教職員の防災に関する専門知識の涵養
- 消防学校の疑似体験施設のリニューアルと地震体験車の配備による防災意識の普及啓発【P10】
- 自主防災組織等へ自主防災アドバイザーを派遣【P11】

Ⅲ 今後のスケジュール

- | | | | |
|------------|-----------------------------|------------|--------------------|
| ○ 平成25年 6月 | 「地震被害想定調査」終了 | ○ 平成25年12月 | 地域防災計画(案)を県議会に報告 |
| ○ " 7月～9月 | 「地震被害想定調査」を踏まえた地域防災計画(案)の策定 | ○ 平成26年 2月 | 県防災会議で地域防災計画(案)を協議 |
| ○ " 10月 | 地域防災計画(案)についてパブリックコメントを実施 | ○ " 3月 | 地域防災計画決定 |